

大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

大和市長 古谷田 力

## 大和市条例第23号

大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大和市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「職員」の次に「(大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）第2条の規定により設置された大和市地域包括支援センター運営協議会（以下「地域包括支援センター運営協議会」という。）が、第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターにおいて専らその職務に従事する職員（以下この項において「職員」という。）のそれぞれの勤務延時間数の合計を常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項中「大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の規定に基づき設置された大和市地域包括支援センター運営協議会（以下「地域包括支援センター運営協議会」という。）」を「地域包括支援センター運営協議会」に改め、同項の表配置基準の欄中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとみなす。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに配置すべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲

げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。